

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

秋田県にかほ市及び由利本荘市

2 構造改革特別区域の名称

由利本荘・にかほ果実酒リキュール特区

3 構造改革特別区域の範囲

秋田県にかほ市及び由利本荘市の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 位置・気候

にかほ市及び由利本荘市（以下「両市」という。）は、秋田県南西部に位置し、総面積1,451平方キロメートルの地域で県全体の12.5%を占めている。南に鳥海山、西に日本海を望み、東から西へ子吉川が流れる四季折々の多彩な自然美に恵まれている。

気候については、海岸部と山間部で積雪量に差はあるものの、冬期は県内では比較的温暖で、夏期は梅雨が短く冷涼な気候となっており一年を通して過ごしやすい地域となっている。

(2) 人口

合併当初の平成17年の人口は、にかほ市は29,543人、由利本荘市は91,087人であったが、令和3年4月末日現在、にかほ市は23,633人、世帯数9,339世帯、由利本荘市は74,575人、世帯数30,688世帯と年々減少傾向にある。

(3) 産業

2015年農林業センサスでは、にかほ市の農家戸数は885戸で、内専業が178戸、兼業が707戸となっており、由利本荘市では農家戸数は3,700戸で、内専業が794戸、兼業が2,906戸となっている。いずれも兼業農家の比率が高く、経営者の平均年齢はそれぞれ63.6歳、64.5歳である。

また2015年総務省の国勢調査によると、にかほ市の産業別就業者数は第1次産業が1,245人(10.1%)、第2次産業が4,825人(39.2%)、第3次産業が6,230人(50.7%)となっており、由利本荘市の産業別就業者数は第1次産業が4,328人(11.2%)、第2次産業が11,879人(30.

9 %)、第3次産業が 22,288 人 (57.9 %) となっている。また両市の年齢階級別の産業別就業者数は、農業・林業における 60 歳以上の就業者割合が男女ともに 6 割を超えており、今後高齢化がさらに進むことで急速に就業者数が減少する可能性がある。

こうしたことから、両市ともに農業従事者の高齢化や後継者不足が課題となっており、耕作放棄地等の増加が懸念される。

上記のような農業情勢ではあるが、にかほ市では、いちじくの出荷数量は約 48.4 t、販売額は約 2 千 2 百万円（令和 3 年 1 月末現在）となっており、県内トップの産地となっている。栽培されているいちじくのほぼ全てが加工用であり、甘露煮を中心にジャムやコンポートなどにも使用されている。平成 28 年にスタートしたマルシェイベント「いちじくいち」では、にかほ市の旧小学校を会場に、採れたての生いちじくの販売のほか、物販店によるワークショップなどを開催している。特に甘露煮用生いちじくの販売は好調で、いちじくが秘めた更なる可能性に栽培農家は期待を膨らませている。

由利本荘市では、平成 22 年に策定された「ふるさと秋田農林水産ビジョン」を契機として地域ブランドの育成を柱に農業の競争力強化を進めており、適地適作による特産物開発、6 次産業化への取組の促進など、生産者と一体となって農産物の商品力向上と販路拡大にあたっている。一方で、上記のとおり農業従事者の高齢化や後継者不足はにかほ市と同様に課題となっていることから、これらの取組に加え、幅広い関係者と連携した「地域政策の総合化」による施策を講じ、農業・農村の有する多面的機能を適切かつ十分に發揮していくことが必要となっている。

(4) 地域づくり

にかほ市では、平成 29 年に第 2 次にかほ市総合発展計画を策定し、「夢あるまち 豊かなまち 元気なまち 住みたいまち」を目指し、各世代が笑顔で生き生きと暮らせるよう多様な施策を展開している。

由利本荘市では、令和 2 年 3 月に由利本荘市総合計画を策定し、「人と自然が共生する躍動と創造の都市」を将来像に掲げ、安全・安心に暮らせる環境のさらなる充実と、若者が希望を持てるまちづくりを進めている。

中でも、いちじくをはじめとした果実栽培に力を入れており、いちじく栽培農家を対象に機械や資材等への初期投資軽減を目的とした「いちじく産地化支援推進事業」や、果樹振興の効果的な取組を進めるために関係者や関係機関の職員で構成する「由利地域果樹産地協議会」を設置して合意形成を図ることによって、農家への支援と複合経営への転換による農業経営基盤の強化を図っている。また、生産者、食品加工業者、JA、県由利振興局、にかほ市で構成される「いちじく振興会」で

は、いちじくの食文化の維持と新しい食文化の創出による地域発展を目的とし、生産振興や新商品開発等に取り組んでいる。

(5) 規制の特例措置を講じる必要性

当地域では、農家の高齢化と減少が進むなかで今後の担い手不足が課題となっている。

本特例措置により、当地域で採れた果実を使った果実酒やリキュールが小規模な施設でも製造できるようになり、農業の6次産業化が促進され、新規就農者の増加や新たな担い手の育成、農業者等による果実酒、リキュール製造への新規参入や果実の高付加価値化などの効果が期待される。さらに、地域の観光資源と果実酒、リキュールを結びつけることで交流人口の増加が図られる。

5 構造改革特別区域計画の意義

両市ともに最近では人口減少、少子高齢化、地元若年者の雇用創出が課題となっている。にかほ市では先進的な法人組織を育成するため「集落営農法人支援事業」によって法人化後に必要な経費を助成し、由利本荘市では6次産業化を支援するため「農業6次化支援事業」によって農林水産品の加工施設や備品整備等に伴う費用の一部を助成するなど、農地の流動化とともに農業経営の法人化・農業の担い手の育成及び6次産業化を進めている状況である。離農を防ぎ、新規就農者を増やすためには「稼ぐ力」の強化を図る必要がある。

両市は令和元年度に策定した「本荘由利地域定住自立圏共生ビジョン」において、鳥海山・環鳥海を軸とした観光振興への取組強化や、農業所得の向上や安定化を図る形成協定を結んでおり、互いに連携・協力して産業振興に取り組んでいる。

本特例措置においても、両市が合同で取り組むことで、農家や加工業者間の交流が盛んになり、様々な技術向上が期待できる。また、ビジネスの多角化を目的に各酒類の製造を行うことができれば、両市の特産物の需要が高まり、新たな雇用の創出や農家の所得向上に繋がる。併せて観光産業などとも連携を図り、区域内の宿泊施設等において各酒類を提供することで、新たな宿泊者とリピーターが増えることによる販路の拡大や所得の向上が期待でき、地域の活性化にも寄与する。

各酒類の製造を行うにあたり、小規模な施設でも果実酒やリキュールの製造、販売が可能になる本特例措置の意義は、極めて大きい。

6 構造改革特別区域計画の目標

本特例措置は、高齢化や後継者不足で厳しい状況にある農村において、新たな事業へ展開できる環境が整備されることにより、新規就農者の増加や各農家の所得の向上を目標とするものである。

また、にかほ市の地域特産物であるいちじくを、県内でも秋田市に次いで製造品出荷額の多い（平成30年工業統計調査）由利本荘市で加工・商品化することで、両市の長所である地域政策を総合化させ、魅力・知名度の向上を図る。併せて、本特例措置により製造された新たな特産品を起爆剤として観光産業との連携を推進することで交流人口の増加をめざし、地域の活性化を目指すものである。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的・社会的效果

本特例措置の実施により、比較的小規模な製造場での製造が可能となるため、委託加工せざるを得なかった事業者が、自社オリジナル商品として製造・販売することが出来るようになる。それにより特産物の価値が区域内外で高まり、農家への需要が増加することで、新規就農者の確保や新たな雇用の創出が想定される。また、若年農業者にとって本特例措置の実施は、新たな事業・やる気を起こさせる事業として地域の活性化に繋がるものと考える。

（1）新規就農者数の増加

農業の6次産業化が促進されることで、新規就農者の増加が期待される。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
新規就農者数	2人	2人	3人	3人
にかほ市	1人	1人	2人	2人
由利本荘市	1人	1人	1人	1人

（2）製造者数及び製造量の増加

規制緩和により小規模での自家製造者の増加が期待される。

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
果実酒製造者数	0件	1件	2件
果実酒製造量	—	2 k1	4 k1
リキュール製造者数	1件	1件	2件
リキュール製造量	1 k1	1 k1	2 k1

8 特定事業の名称

709（710、711）特産酒類の製造事業

(別紙)

1 特定事業の名称

709（710、711）特産酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置を受けようとする者

構造改革特別区域内において生産される地域の特産物として指定された果実（いちじく又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料とした果実酒又はリキュールを製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用開始日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

（1）事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

（2）事業が行われる地域

にかほ市及び由利本荘市の全域

（3）事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

（4）事業により実現される行為や整備される施設

上記2の記載の者が、構造改革特別区域内において、地域の特産物として指定された果実（いちじく又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料とした果実酒又はリキュールの提供・販売を通じて地域の活性化を図るために果実酒又はリキュールを製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、両市が地域の特産物として指定した果実（いちじく又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料とした果実酒又はリキュールを製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準（6kL）が、果実酒については2kL、リキュールについては1kLに引き下げられ、より小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能となる。

このような取組は、新たな地場産業と就業の創造となり、農業農村及び観光分野の活性化につながる。さらに新たな特產品開発の第一歩としての位置づけになるものと期待をするものである。

なお、当該特定事業により酒類製造免許を受けた場合も、酒税法の規定に基づき、

酒税の納税義務者として必要な申告納税や各種記帳義務が発生するとともに、税務当局の検査及び調査の対象とされる。

両市は、無免許製造を防止するために制度内容の広報周知を行うとともに、特産酒類の製造免許を受けた者が酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。